

（午前10時40分 再開）

○議長（中本正人君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、議案審議を行います。

日程第16 議案第12号 橋本市債権管理条例について

○議長（中本正人君）日程第16 議案第12号 橋本市債権管理条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）第8条なんですけど、51ページです。「市長は市の債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは」とあるんですけども、履行期限というのは普通は債務者がその利益を持っているので、市長が一方的に繰り上げるということは普通一般論としてはできないんですけども、この場合特別な何か、それを排除できる何かがあるんですか。

○議長（中本正人君）総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）この規定につきましては、地方自治法施行令を引用しております。特別な理由といたしましては、破産手続きの開始の決定等の事由が発生して、履行期限到来前の債権の期間の繰り上げが必要な場合等はこれに該当いたします。

○議長（中本正人君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）ほかにありますか。

○議長（中本正人君）総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）ほかにと申しますか、破産手続き開始以前以外という意味なんです。破産開始以前以外に裁判所からそ

ういう決定と申しますか、要するに配当要求とかそういうふうな事例が発生した場合には、この規定を適用するというふうに考えております。

○議長（中本正人君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第12号については、総務委員会に付託いたします。

日程第17 議案第13号 橋本市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例について

○議長（中本正人君）日程第17 議案第13号 橋本市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第13号については、総務委員会に付託いたします。

日程第18 議案第14号 橋本市立文教施設維持管理協力金徴収条例について と、日程第19 議案第15号 橋本市立文教施設基金条例について の2件

○議長（中本正人君）日程第18 議案第14号 橋本市立文教施設維持管理協力金徴収条例について と、日程第19 議案第15号 橋本市立文教施設基金条例について の2件を一括議題といたします。

これより、2件一括して質疑を行います。  
質疑ありませんか。

20番 辻本君。

○20番（辻本 勉君）ちょっと一点といたしますか、大事な部分についてお尋ねしたいと思えます。

社会教育、生涯学習という、この充実というのは、これは市民間、地域間のコミュニティの発展、そして地域の活性化、橋本市の活性に果たしてきた役割というのは大変大事であります。それは、公民館を中心とした活動であります。それに伴いまして、これも他市にも例がないといたしますか、橋本市は本当に他市に誇れるものであります。そんな中で、今回の改革なんですけれども、利用者にとっては大変大きな改革であると思えますので、手順といたしますか、それをきちっと踏んでいくべきでありますし、利用団体の理解も必要であると考えます。

そんな中で、公民館関係でいきますと、まず公民館運営審議会というのがあるんですけども、その中で議論をされたのかどうか。そして、その次には社会教育委員会議、これもこの辺についての議論をする場ではないのかなと。また、教育委員会議でも当然されておると思うんですけども、この辺の中で手順を踏んで議論はあったのかどうか、そして、あったのであればその内容についてお聞かせ願いたしたいと思います。

○議長（中本正人君）教育次長。

○教育次長（坂本安弘君）議員のおただしにお答えをいたします。

まず9月議会におきまして使用料の改正の条例を上げさせていただきました。その後、この協力金ということになるわけでございまして、いわゆる社会教育認定団体を認定して教育委員会議に付議をする社会教育委員会、それから、もちろん教育委員会で事前にこう

いう考え方を教育委員会として協力金をいただいでいく考えがあるということで、事前にそういう方向性をまずお知らせはさせていただきました。

それから、その後、今回12月議会に本条例案を上程させていただくについて内容を教育委員会議、それから社会教育委員会議で報告をさせていただいております。教育委員会議においては特に大きな意見というのはございませんでしたが、社会教育委員団体ににつきましては数々のご意見をいただいております。主なものとして、社会教育関係団体の活動が文化の拠点である。また、高齢者が公民館に参加することは、長い目で見れば重度の介護を必要としない活動につながる。介護費用の増加を考えれば修正できないか。現在、生涯学習推進計画を策定しておるんですけども、このような重要な時期にこのような内容が出てくることは納得できない。生涯学習推進計画策定に参加させていただいておるが、これではこの計画をつくる意味がない等のご意見をいただきました。

その後、社会教育委員の皆さんも一度市長と協議をさせていただいたということで、そういう場も設けさせていただいた中で、社会教育委員会議の委員方には概ね納得していただいているのかなというふうには、理解していただいているのかなというふうには認識をしております。

ただ、ご指摘の公民館運営審議会について、教育委員会、公民館の不便がありまして、事前に説明することはできませんでした。公民館運営審議会の会長様に今議会でこういうお話をさせていただく事前のお話ができなかったということで、電話でしたんですけどもおわびをさせていただいて、事後になりますけれども一度報告会を開いてくれというようなことでご了解をいただいております。

以上です。

○議長（中本正人君）20番 辻本君。

○20番（辻本 勉君）基本的には公運審をまず開くべきやと思うんですね。公運審はそしたら何のためにあるんですか。公民館運営審議会を開いて、公運審を開いて、そこで議論してもらおうと。今、話を聞いた報告と言うてらっしゃるでしょう。報告ではだめなんですよ。公運審って審議するところですよ。そこへきちんと上げて、そこで審議をしていただいて、それをもって社会教育委員会議もせないかんし、教育委員会もせなあかんと僕は思います。それが本来の手順やと思いますよ。全くその手順が踏まれてないというのは、はっきり言うて大変遺憾といいますか、おかしいんじゃないかなと思うんです。

まして、社会教育委員会議の話が出ましたけれども、私の情報では社会教育委員全員反対やと聞いていますよ。それと、教育委員会議の中でほとんど意見がなかったということなんですけど、お一人意見出してるはずですよ、具体的な意見を。その辺、どうなっているんですか。全くなかったって。教育委員会議でこういう話をして、全く話も出えへんというのは、そもそも教育委員の役割を果たしてないということでしょう。その辺どうですか。

まして、公運審に報告するという事なんですけども、今、これ通りますと、1月から来年4月以降の申し込みをしに行くわけでしょう、各種の団体が公民館を使用するのに。そしたら、そんな1月までに周知徹底できるんですか。ちょっと公運審の問題、報告ではあかんという話と、これ議案として上がってきていますので、付託されるので、おそらく結論は出ると思うので、そやからもっと早く公運審の議論をやっぴりせんといかんでしょう。後のその問題、万が一といいますか、これが通ったときに市民にどないして、利用団

体にどないして周知徹底していくんなど。1月入って早々にあれでしょう。皆さん休んでいる間にでも市民の方は申し込みに来るんですよ、4月からの分は。その辺ご答弁、再度いただけますか。

○議長（中本正人君）教育次長。

○教育次長（坂本安弘君）まず、社会教育委員会議におきまして、全員が反対といいますか、おっしゃったのは事実でございます。私たちの総意として反対やということ市長に伝えてほしいという意味で反対やということ私としては受け取らせていただいて、市長にも報告をさせていただきました。

確かに公民館運営審議会の議論というのができてないと、誠に手順の悪い話でおわびするしかないんですけれども、しっかりとこの意味の理解を求めて、周知徹底を図ってまいりますというふうに思っております。

○議長（中本正人君）ほかにありませんか。

8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）今は手続きのことで質問されましたけれども、そもそもこの文教施設維持管理協力金という、この協力金というのはどういうものなのかということと、それと、維持管理に資するという事なんですけれども、維持管理のうちでもどういうものを使うのかということと、それと朝日新聞に載ったんですけど、だいたい13年度と同等だったらば、年間約350万円集まると見ているということなんですけれども、そのまず二点お願いします。

○議長（中本正人君）教育次長。

○教育次長（坂本安弘君）まず、協力金の使用目的でございますけれども、議案第15号で基金の条例も入れさせていただいております。いわゆる、一旦協力金をいただいて、それを基金に積み立てて、今後老朽化しておる各公民館と公民館の施設等の維持修繕に充ててい

くことだけの目的で協力をいただくというものでございます。

もともとこの基本となります文教施設の利用に関する条例の中の文教施設といいますのは、中央も含めた公民館、教育文化会館、それから地区公民館、それから学校施設ということになっております。既にこの文教施設のうちの学校施設につきましては、施設の使用料とは別に電気料がございまして、午前、午後、夜間問わず510円の電気料を社会教育関係団体も含めて徴収をさせていただいております。今回公民館等の文教施設についても、その維持管理に努めるがための基金として積み立てるということで、協力を設定させていただくものでございます。

(「答弁もれ」と呼ぶ者あり)

○議長(中本正人君) 指摘してください。

○8番(阪本久代君) この協力金というものがそもそもどういうものなのか、位置づけといいますか、使用料でもないしという、どういうものなのかということ。

○議長(中本正人君) 教育次長。

○教育次長(坂本安弘君) あくまでも協力金ということで、使用料ではございません。使用料は今までどおり社会教育認定団体等を含めて、減免は、免除はさせていただいていくつもりでございますし、そここのところをさわることはありません。ただ、協力金というのは、先ほども申し上げたように、施設を維持管理していくために、現在維持管理に必要な光熱水費がかなり高額な部分で必要になっております。1,000万円ぐらいの、例えば教育文化会館にしても1,000万円ぐらいの光熱水費が必要なわけございまして、その中から一部300円、もしくは500円程度の協力をいただくというものでございます。

○議長(中本正人君) 8番 阪本君。

○8番(阪本久代君) 今、光熱水費がかかっているという話をされたんですけど、その前には老朽化している公民館の維持修繕にだけ使うというふうにおっしゃられて、その整合性がまず一点と、あくまでも協力金だということですので、拒否することができるのかどうか、その二点についてお願いします。

○議長(中本正人君) 教育次長。

○教育次長(坂本安弘君) 施設の老朽化との整合性といいますか、老朽化してくることによって今後維持管理がかなり、例えば修繕ですとかというお金の必要が生じてくると。加えて、施設の維持管理に経費を要しておること、その一部を協力金としていただいて維持管理に充てていくということの意味でございます。

それから、拒否できるのかということですが、けれども、基本的にこの協力を免除させていただくことができるのは、市内の小・中学校が主催する事業ですと、それからあと市の主催、もしくは公民館の主催される事業というようなことを考えております。詳細は一部まだこれから詰めなければならない部分もございまして、それ以外のものにつきましては協力を徴収させていただくこととなります。

○議長(中本正人君) ほかにございせんか。

1番 松浦君。

○1番(松浦健次君) 協力金という名前ですけども、実質考えたら、出すほうにとっても協力金であれ使用料であれ同じで、使用料を新設したのと実質的には同じと考えてよろしいですか。

○議長(中本正人君) 教育次長。

○教育次長(坂本安弘君) 言葉の問題かもわかりませんが、あくまでも協力金というふうに考えております。

○議長(中本正人君) ほかにございせんか。

7番 高本君。

○7番(高本勝次君)お聞きします。

まずはじめに、私調べましたが、公民館、これは社会教育法で書かれておりますが、目的ということで、公民館は市町村、その他一定区域内の住民のために実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とするということを書いております。

先ほどの答弁にもありましたが、協力金、使用料、言い方を変えているだけでお金を取ることに変わりないんです。ですから、使用料と受け取られてもしょうがないとは思いますが、実際にこういう公民館、教育基本法に書かれているこの立場から、この目的からいいますと、公民館をこれから使用するのが減ったり、控えようかということになったら一体どうするんですか。それについてお聞きします。

○議長(中本正人君)教育次長。

○教育次長(坂本安弘君)社会教育法にうたわれた公民館の意義というのは十分に理解しております。それから、社会教育法の根本として、地方公共団体等は社会教育の醸成、生涯学習の推進のためにいろいろな手だてを打つということが根本原則としてうたわれておるといふふうに思っております。ですので、減免、免除をしていくことは今後も変わりません。ただ、老朽化が激しくなってくる施設の維持費の一部を協力金として負担していただきたいということの条例でございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長(中本正人君)7番 高本君。

○7番(高本勝次君)もう一つ調べましたが、長崎大学の田崎さんという方なんですが、この人が研究発表みたいに論文を発表されてお

りまして、そこをちょっと読んでみたいと思います。この方の研究発表によりますと、このように書いております。前段ちょっと省きますが、途中から申し上げます。こういうふうに書いています。「さらに住民の学習活動に対し国及び地方公共団体は教育基本法第2条、第3条、第7条により、施設の使用等を含めて教育の目的実現のために努めなければならないことは法文上明らかである。したがって、住民の生涯学習権の」、学習権です。「住民の生涯学習権の権利内容には権利行使の一形態として施設使用権を認むと解すべきである」と書いております。ということで、続けてこのように書いておりました、さらにこう書いています。「施設の使用料については、地方自治法第225条に法的根拠を持つ」、根拠を持っていると書いております。「この条項には収入の一種として使用料を認めたものであって、公民館等使用料の徴収を積極的に義務づけているのではない。特に公民館使用にあたっては、学習権利内容としての施設使用権の行使として、公民館使用料無料の原則を貫かなければならない」と書いています。

市民のそういう学習権を守る立場から、先ほども申しました公民館の目的とあわせて、公民館から使用料という、協力金といいます。結局お金を徴収するわけですから、言い方を変えているだけで、協力金も使用料も私は同じだと思います。ですから、使用にかかわる料金を取るとは問題だといふふうにごこの学者はおっしゃっているわけでございます。ですから、市民の公民館を使用する権利として、当然自由に使用料を取らないでやるのが当然当たり前のことだと思います。

それでちょっとお聞きしたいんですが、この条例にそぐわないと私は思いますが、他市でこんなことをやっているところがあるかどうかを調べましたかどうかお聞きしたい。そ

れと、厚労省へこんなことをこれからするんだということで打診するなり調査したことはあるかどうか聞きたいと思います。

○議長（中本正人君）教育次長。

○教育次長（坂本安弘君）前段で議員お話しの部分につきましては、そういうことがあるので、従前から使用料を全額免除してきたということでご理解をいただきたいと思います。後段の部分の、あと他市の状況を調べたことがあるかというようなことですが、一部調べ始めようかというようなことも考えましたが、あくまでも施設の維持管理のための協力金ということでございまして、市独自の判断であるということで、その後調べることは控えさせていただきました。それから、厚労省に問い合わせたことはございません。

○議長（中本正人君）ほかにございませんか。

11番 田中君。

○11番（田中博晃君）今の答弁なんですけれども、協力金ということなんやけども、実際徴収という言葉がついた場合、これは強制権が出てきますわね。というところを考えた場合に、実質使用料ではないかというふうに考えるんですけれども、その部分で、例えば滞納しない形をとるんでしょうけれども、非強制徴収債権とかになってくるので、これは実質使用料の値上げとしか見れないんですけれども、そのあたりについてはいかがでしょうか。

○議長（中本正人君）教育次長。

○教育次長（坂本安弘君）実際の徴収につきましては、市の会計、規則に基づいて現金徴収をさせていただくということになります。私どもとしては使用料ではなく、あくまでも協力金ということで考えております。

○議長（中本正人君）17番 井上君。

○17番（井上勝彦君）14条、15条につきましては、一応文教のほうに付託となる案件だと

思いますので、あまり深く追求することは避けたいと思いますが、老朽化によるこの施設の維持管理、それについては今後かなり老朽化している施設もたくさんありますし、公民館以外の施設もいろいろ老朽化してきております。そのことについて市民に協力をしていただくということは理解できます。それはそれで、やはりやり方というんですか、そういったもので、やっぱり条例もちゃんとつくって、公平に協力をしてもらうよという、そういう形の協力金だと思うんですが、ただ、先ほど20番議員が質問されておりましたように、その点についての協力をさせていただくための、やはり市民の皆様きちんとしてという公民館の団体、例えば運営委員会とか、あるいは、今公民館を使っておられる障がい者団体とか、そういう弱い立場、それから老人会、いろいろ使うと思うんですけども、市が直接公民館の施設として使う場合は、これは無料ですよ。それ以外は、学校とかそういう公民館が主催をして直接やるという意味ではお金は要らないけれども、それ以外の団体にはみんなにちょっとずつ協力してもらおうやという、こういう趣旨のものであれば、条例を上げるということも大事やけど、やはり市民の皆さんにちゃんと説明をして、そして各種団体の方にも説明をして、理解をしていただくということが大事かなと思います。

それが12月に議会が文教で付託になって、採択された後に、いつから執行されるのかわからんけれども、そういうことも含めて、この問題についてはいろいろ私たちも聞いております。例えば美術家協会、文化協会ですね。そういう協会については、橋本の文化・芸術、そういうものをどう考えておるんだと。こんなこともいっこも考えてくれやんと金取んのかいというような話もまさに入ってきておりますね。

そういうことで、あるいは障がい者団体の方々についても、そういったことで市長の判断に基づいて、あるいは教育長の判断になるんかわかんけども、それに基づいて、要するにそういう減額制度とか、運用とか、条例はこうであっても、要するにそういう弱い立場の団体については、やはり何らかの形で、要するに協力は半額にするとか50%にするとかというようなことで、そういうことで何もかも一括でということではなくて、そういうことも考えていく必要があるんじゃないかなど。何もかも一括でやるということではなくてね。そういうことも、条例が通った後に、運用の面で市長と当局ともいっぺん話し合いをして、できるんかどうかということをやちょっとお尋ねしておきます。これは絶対できやんねんというのか、できるようになるかわかりませんよというのか、そこのところをやっておけば、我々もまた説明をする機会を得て説明もできると思うので、そこのところをやちょっと聞かせてもらいたらと思います。文教に付託しますけども、私は文教におらないので、その点も含めて文教で議論、かんかんがくがくやってもらえると思いますけど、その点ちょっと聞かせといておくれよ。

○議長（中本正人君）教育長。

○教育長（小林俊治君）ただ今のご質問にお答えします。

まずその前に、社会教育団体等からの公民館の使用料の徴収についてですけども、他の自治体におきましては、例えば減免措置を100%にするのではなくて、80%であるとか、度合いによって50%という減免措置をとっている自治体はかなり多くなってきています。また、使用料無料の自治体であったものがやはり同じような状態で、例えば社会教育団体、またサークルについては5割というふうな形の使用料を取っている自治体もございます。

橋本市の場合は、やはり地区公民館、また中央公民館、使うにあたって、自助・共助・共助の観点からいうと、共助の観点で、自分たちでやはり公民館もつくっていかうやないかという主体的な立場に立っていただく、そういう気持ちで協力金の条例をお願いしているところです。

今議員おただしのとおり、これから例えば障がいをお持ちの方々が使われる場合であるとか、また、いわゆる市の文化発展のために貢献していただく団体であるとか、また小中学生が使う場合であるとか、さまざまなことがあるかと思えます。また、公民館主催の行事をする場合、こういう場合については受益者負担ではなくて、やはり橋本市の文化の向上ということにつながってくると思いますので、教育委員会のほうで精査させていただきまして、一つ一つの公民館の使用されているサークルのありようも再点検させていただいて、この場合はもう無料にしますということでお互い協議を深めていきたいと。その辺あたりの線引きについては、使用されている社会教育団体、またサークルともしっかり協議をして、ご理解をいただきたいと思っています。

ただ、公民館につきましては随分老朽化しております。例えば学文路地区公民館のエアコン等についても、一刻も早く実は直して使用していただきたい。快適な活用をしていただきたい。そのための基金でございます。それと、もう一つ教育委員会議の中でもこういうお話をさせていただいてご理解をいただきましたけれども、基金条例の中で基金の積み立てで損失が出ないかどうか、そんな損失の出ない積み立てをしてくださというお話は聞かせていただいています。

以上です。

○議長（中本正人君）17番 井上君。

○17番(井上勝彦君)それはそういうことで、教育長、考えていただけたらと思えますし、もう一つ、公民館活動というのは、橋本市にとって大事な一番柱ですね、社会教育の。そういう長年の高野口、橋本については特に文化・芸術・歴史、そういったものはかなりレベルも高いところにあると私は思っております。これは橋本市全体の中で、伊都・橋本全体ですけども、レベルが相当高いんです。それをやはりもっともっと充実させていくという、公民館の中で充実させていくという、これはステップになっていくと思うんです。そういうために、例えば協力金とはいうことであれば、例えば優良企業に幅広く公民館の老朽化についても協力金として、何とか協力してよというようなこともやっぱり広げていくことによって、平等性というよりも、弱い立場の人からお金を吸い上げるんじゃないくて、そういう協力してくれる企業にもお声かけをして、公民館活動に協力してもらえんかいなど。基金積み立てをしておけば、老朽した施設を改善することもできると。企業も老朽化に貢献したんやということにもなってくるので、そういったことも含めて検討してもらえたらなど、私はそない思います。教育委員会、あんまり固い頭持たんと、もうちょっとやわらかく、やわらかい教育長でございますので、そういうところで幅広く考えていってもろたらありがたいなと思うんですけども、その点はどうですか。

○議長(中本正人君)市長。

〔市長(平木哲朗君)登壇〕

○市長(平木哲朗君)井上議員の質問にお答えをします。

確かにそういう協賛していただける企業があれば、私たちはどんどん受け入れたいと思っています。ただ、サマーボールでもなかなか企業協賛金が集まらない中で、それが果た

して可能なのかという問題もありますけども、そういうことは検討もしていきたいですし、またクラウドファンディング、今二つやる予定にしていますけども、こういうことで当てはまるのかどうかというの、一度教育委員会のほうに検討してもらいたいと思います。

先ほどからいろいろご意見いただいているんですけども、ただ、このままいきますと、公民館の老朽化に対して、果たしてお金を財政的に入れていけるかという問題もありますし、また、紀見公民館、学文路公民館の建て替えの問題も含んでいます。また、平成29年4月から消費税も上がるということで、さらに公民館、文化会館もそうですけれども、運営費用が上がる一方になってきます。そういう中で、果たしてどの程度までうちのいまのこの5年間厳しい財政状況の中でやっていけるかという問題も抱えておまして、これは私が指示したことなので、あまり教育委員会を責めらんといほしいんですけども、やはり5年先、10年先を考えたときにどういう方法があるのかなと。やっぱり公民館というのは将来的には中学校区の中でしっかりと運営をしていただきたいなど。地元のここは宝なので、ここで運営をしていただくような将来的なビジョンも持ってこれから考えていかなあかんのかなというふうに思っています。

先ほど社会教育団体の話もありましたけども、本当に今160団体あります。それを減免しているということは、市から補助金を出してやってもらっているのと同じことやと思うんですよ、私は。本当は、教育長が言いましたように、この団体には100%、この団体には60%、この団体には50%、30%というふうな区分ができればいいんですけども、なかなかそこまでやり切るのは非常に難しいかなというふうに思っています。その中で、ぜひ公民館、文化会館を自分たちのものやという認識



を持ってもらって、これは電気代ぐらいのことしか考えていませんし、そのお金は決して一般会計へ入れるのではなくて、公民館の今後発生する修理の部分、あるいは備品も買わなあかん部分も出てこようかと思えます。そのために各公民館で徴収したやつを積み立てていただいて、できるだけ早い時期に修繕できるような形をつくり上げておきたいなという思いがあります。

5年間本当に厳しい財政状況の中で、こども園もなかなかこの先難しい、一旦ゼロから見直そうかというふうな考え方も持っていますし、公民館の建設についても、非常にどうやって財源を確保しようかという問題もありますし、そういうことも含めて、本当に将来の公民館、文化会館が、文化会館の建て替えなんてとても無理ですから、できるだけ建て替える財源ができるまで大切に使うていただくということも市民の皆さんにお願いをしていきたいなというふうに思っています。その中で電気代ぐらいはぜひ負担をしていただいて、それは決して市のものに使うのではなくて、公民館に基金を積んで、その公民館で使っていただくというふうな趣旨があります。

先ほど、文化協会も出てましたけども、そういう市が協賛して展示会をするとか、そういう部分については当然減免というふうに教育委員会のほうも判断されると思いますので、これは唐突な提案になっていますけども、ただ、こういうことをぜひ市民の皆さんにもわかってほしいと。公民館運営審議会通していませんけども、ただ、やっぱりこういう状況の中で私たちも社会教育、生涯教育をさらに進めていきたい。そのためには、やっぱり市民の皆さんの協力も必要やということで考えたものでありますので、文教のほうでしっかり話し合いをしていただければというふうに思っておりますので、私も文教委員会の結果

を待っておりますけども、そういう本当に将来を考えた形を考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（中本正人君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第14号と第15号の2件については、文教厚生委員会に付託いたします。

---

#### 日程第20 議案第16号 橋本市歴史文化的景観保全条例について

○議長（中本正人君）日程第20 議案第16号 橋本市歴史文化的景観保全条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第16号については、文教厚生委員会に付託いたします。

---

#### 日程第21 議案第17号 橋本市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について

○議長（中本正人君）日程第21 議案第17号 橋本市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番 高本君。

○7番（高本勝次君）お聞きします。条文を読む限り、いろいろ市に届出書を手続きするときに、個人ナンバーの番号、マイナンバーの番号を必ず記入するというのが義務づけられるんですか。ちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長（中本正人君）総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）この規定は、趣旨にも書いておりますけども、マイナンバーの利用範囲につきましては、社会保障、税、災害対策に関する事務で利用することが規定されておりますけども、それに類する部分について、市で内部のほうで利用できるというふうな規定になっておりますので、その話とはまたちょっと別の話になってきます。

○議長（中本正人君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第17号については、総務委員会に付託いたします。

---

#### 日程第22 議案第18号 橋本市介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（中本正人君）日程第22 議案第18号 橋本市介護保険条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）マイナンバーが個々人に配付されて、保険料の徴収猶予と減免の場合に、マイナンバー、個人番号も記入することになっているんですけれども、例えば、どこかになくしてしまったでめるとかよくわからないよという場合も出てくるんじゃないかと思うんですけれども、その場合に、

書かずに済ませることができるのでしょうか。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）この条例につきましては、先ほどの総務部長と同じような答弁になるんですけれども、この条例に定めている様式の中に、いわゆるここでいう個人番号という欄を設けるというだけの条例ということでございます。実際、本人からそういうふうな申し出があつて、実際その現場で忘れましてよとかいうときであれば対応は可能かと考えています。

○議長（中本正人君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第18号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思つた。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よつて、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

これより討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第18号 橋本市介護保険条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よつて、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第23 議案第19号 橋本市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例について

○議長（中本正人君）日程第23 議案第19号 橋本市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第19号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第19号 橋本市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第24 議案第20号 橋本市印鑑登録及

び証明に関する条例の一部を改正する条例について と、日程第25 議案第21号 橋本市手数料条例の一部を改正する条例について の2件

○議長（中本正人君）日程第24 議案第20号 橋本市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について と、日程第25 議案第21号 橋本市手数料条例の一部を改正する条例について の2件を一括議題といたします。

これより、2件一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第20号と議案第21号の2件については、総務委員会に付託いたします。

---

日程第26 議案第22号 橋本市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

○議長（中本正人君）日程第26 議案第22号 橋本市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第22号については、総務委員会に付託いたします。

---

日程第27 議案第23号 橋本市立こども園条例の一部を改正する条例について と、日程第28 議案第24号 橋本市立保育所条例の一部を改正する条例について の2件

○議長（中本正人君）日程第27 議案第23号 橋本市立子ども園条例の一部を改正する条例について と、日程第28 議案第24号 橋本市立保育所条例の一部を改正する条例について の2件を一括議題といたします。

これより、2件一括して質疑を行います。  
質疑ありませんか。

20番 辻本君。

○20番（辻本 勉君）橋本子ども園の関係なんですけれども、住所が東家二丁目1番23号一本になっているということなんですけど、付則のところ、この条例は平成28年4月1日までの間において規則で定める日から施行するとなっておりますけれども、これは間のいつにこの規則を定めるんでしょうか。これは子ども園、今現在2箇所で行っているんですけども、子ども園が完成すれば1箇所になるということなんですけど、そのときに規則で定めるということだと思っておりますけれども、それはいつなんでしょうか。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）今ご質問の施行日、施行期日の関係でございます。これは別途規則で施行期日を規定することになってございまして、これは新園舎での保育、教育の開始する日、いわゆる新園舎開園日を予定してございまして、現時点、来年の2月15日を予定として調整中でございます。

○議長（中本正人君）20番 辻本君。

○20番（辻本 勉君）ただ今、来年2月15日に定める日になると思っておりますけれども、施行するということなので、開園予定ということなんですけど、この辺について、以前からお願いをしておったんですけども、当然、園児や保護者に大変なご迷惑をおかけしたと。本来ならば、本年の4月から開園だったんですけども、ご迷惑をおかけしたということで、子ども園の問題につきましては、やはり子ども

が最優先、子どもの問題が最優先、そしてそれを持つ保護者、親の意見を最優先にしてくださいというお願いもしておりました。これは市長にも議場でも言うていると思うんですが、この辺について、2月15日という変則的な開園日に予定しておくということについて、十分な議論といいますか、保護者に対しての十分な説明、保護者意見をきちっと求められたのかどうか。本来、集まって説明といってもなかなか来れない、小さい子どもを抱えたお母さん方がなかなか説明会にも来れないという状況だと私は思うんです。夜にやると、当然食事の用意とかをしなくてはいけないということになりますと、なかなかやりにくいということになれば、当然、全保護者に対してアンケートをとるなり意向調査をすべきだったと思うんですけども、その辺について答弁いただけますか。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）ご指摘のとおり、工事の遅延ということで開園が遅れておるとい、こういう実態がございます。今までの経過等については文教厚生委員会で次回報告させていただき予定としておりますが、今までの取り組みといたしましては、11月10日に一応文書にて、いわゆる新築工事の進捗状況等を考えれば、2月中旬頃からは受け入れ可能な時期になるということで、12月はじめに完成見込み時の説明会をさせていただき旨の文書を送付させていただいております。

また、12月8日に実は説明会を開催してございます。今ご指摘の出席者の方々、約50%程度でございました。この開催にあたりましては、当然、2月15日以降は現場は受け入れ可能になりますという市側の説明、それと子ども園側、いわゆる運営法人側にもその旨事前に伝えておりましたので、運営法人側の考え方としても2月15日から開園したいという

ふうなお話がありました。市としては、こういうふうなご迷惑をかけてきた中で、気持ちとしては一日も早い新園舎での保育・教育という気持ちはございます。もともとございます。

加えまして、今ご質問いただいたように、園児の方々を中心に考えていくというときに、やはり日頃、保育、教育に携わっている運営法人が一番実情等に詳しいということで、保護者の方々の意見をいただきながら、運営法人のほうで新しい園舎の開園期日を決めていただくということとしております。そういうふうなこともありまして、2月15日の考え方を示した上で説明会を開催いたしました。

実際、その中で、私も同席させていただいたんですけども、実は1件は4月1日でもいかがですかというご意見はございました。ただ、大半、十数件あったと思います。の中では、そういうご懸念よりも、保育・教育の内容についてどういうふうになりますか、あるいは、園児の送り迎えの関係の問い合わせとか、そちらのほうのご意見が多かったので、私どもとしては2月15日というスケジュールがほぼ受け入れていただけるのかなという感触は現在持って、これから調整していくという段階でございます。

○議長(中本正人君)ほかにございませんか。

11番 田中君。

○11番(田中博晃君)今、20番議員の答弁だったんですけども、そもそもこの開園の主導権というのは市なのか、指定管理者なのか、保護者・園児なのかというところが気になります。といいますのも、以前から議会であったり委員会であったりさまざまところで、まずは保護者であり、園児でありの要望を聞いていくというのが流れやったのかなと私は記憶しておりますが、今の話でいきますと、主導権は市であり指定管理者にあると。その

流れが決まった上で保護者に説明会を開いた。そして、来た人数も約50%ということであれば、やはり今の段階で事前にきちんとアンケートをとって、意見収集をしてからでないと、あくまで予定なんですけれども、中途半端な2月15日でいいんかどうかというのはちょっと判断できないんじゃないかと思います。

また、特に小さいお子さんなので、途中で園舎が変わるということについては相当なプレッシャーもかかってくると思うんです。指定管理者がそれ専門なのでということの答弁が返ってくると思うんですけども、じゃ、指定管理者、今まで年度の途中で移動したことあるんかいというのも僕らは気になりますけれども、そのあたりについてはいかがでしょうか。

○議長(中本正人君)健康福祉部長。

○健康福祉部長(石橋章弘君)今ご質問の、実は内容に含まれていた部分、お子さん方々の変化に対するストレス、そこが一番保護者の方々も心配、ご懸念されている部分であろうかなと。まさにそういうことを考えれば、それを一番理解されておるのは運営法人であるというふうに考えています。

当日、説明会の中でもそれに関するご質問が多かったです。それに対して、法人、こども園がどういうふうなサポートをしていきます、できるだけ変化はないように、先生も同じ先生が来てというふうな、かなり細かいお話までされておったので、私どもとしては、まず運営法人の判断によりたいなど、時期については。そういうふうに考えております。

(「答弁もれ」と呼ぶ者あり)

○議長(中本正人君)11番 田中君。

○11番(田中博晃君)あと、アンケートのほうも今からってほしいと先ほど言ったんですけども、そのあたりについてはいかがですか。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）実際、今考えていますのは、この間の説明会の質疑の内容を聞いておられますと、出てくれた方の大半の方はもう受け入れてくれるということは理解できました。それと、案内を出す段階で、あるいは11月10日にも2月中旬頃というようなご案内も差し上げている中で、園の中で個別に、これは個別な話ですけども、園長のほうにいろんなご意見もいただいているというふうに聞いております。

それと、2月15日の案を私どもの物理的な現場の可能性と、2月15日以降大丈夫ですよというのと、それを受けてこども園としても教育・保育を行う上で2月15日が最適と考えていますという考えをお示しした上での開催案内ということであったので、

———。当然、中には来れない方もいらっしゃると思います。それは重々承知しておりますが、そこらあたりはもうちょっと時間をかけてフォローできるところはフォローしていきたいなというふうに考えております。

○議長（中本正人君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）もう1回確認したいんですけども、主導権は、今までの答弁、この中での話では、まず保護者・園児ということやったんですけども、今、部長からいったら、指定管理者のほうというふうに受け取れるんです。ですから、やはりそこをもう1回きっちりせんと。夕方から説明会されたということなんですけども、やはり都合がつかない方もたくさんいらっしゃると思うので、アンケートなりということで、説明会の内容をちょっと知らないんですけども、2月15日からいけますよというような説明をしていくということは、何かそれを誘導しているようにも受け取られるのちゃうかなと感じます。

もう一度主導権、市なのか指定管理者なのか、園児であり保護者なのかということも踏まえて答弁いただけますか。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）冒頭ちょっと触れました、まず考え方としては、園児の方を中心に考えるというのがスタンスです。そうなってくると、それが一番わかっているのは運営法人、いわゆる現場で子どもたちの成長状況なり、結局、今度移行したときのストレスの発生具合、それに対する対応等々、一番わかっているのは運営法人ですというふうに感じています。ということは、そういう意味から、期日については法人主導でやっていただくというふうに考えております。

○議長（中本正人君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第23号と議案第24号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、2件一括して討論を行います。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第23号 橋本市立こども園条例の一部を改正する条例について と、議

案第24号 橋本市立保育所条例の一部を改正する条例について の2件を一括して採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君)ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号と議案第24号の2件については原案のとおり可決されました。

---

日程第29 議案第25号 橋本市立公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例について と、日程第30 議案第26号 橋本市立文教施設利用に関する条例の一部を改正する条例について の2件

○議長(中本正人君) 日程第29 議案第25号 橋本市立公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例について と、日程第30 議案第26号 橋本市立文教施設利用に関する条例の一部を改正する条例について の2件を一括議題といたします。

これより、2件一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第25号と議案第26号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、2件一括して討論を行います。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第25号 橋本市立公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例について と、議案第26号 橋本市立文教施設利用に関する条例の一部を改正する条例について の2件を一括して採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君)ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号と議案第26号の2件については原案のとおり可決されました。

---

日程第31 議案第27号 橋本市児童遊園設置及び管理条例の一部を改正する条例について

○議長(中本正人君) 日程第31 議案第27号 橋本市児童遊園設置及び管理条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第27号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君) 討論がないようですので、

で、討論を終結いたします。

これより議案第27号 橋本市児童遊園設置及び管理条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**日程第32 議案第28号 橋本市営自転車等駐輪場設置及び管理条例の一部を改正する条例について**

○議長(中本正人君) 日程第32 議案第28号 橋本市営自転車等駐輪場設置及び管理条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番 阪本君。

○8番(阪本久代君) 林間の有料の駐輪場の時間の変更なんですけれども、今までも建物だということで、人が管理していたと思うんですが、24時間になっても24時間管理人の方がいらっしゃるような形になるのでしょうか。

○議長(中本正人君) 建設部長。

○建設部長(塙阪 隆君) お答えします。

一応、時間帯については、現在、朝の6時半から午後の10時までということになっておりまして、今回24時間のオープンということになるわけでございますけれども、現状ではこの時間を超えてでの職員といいますか、管理人の配置については考えておりません。ただ、その部分での保安上といいますか、安全対策については今後指定管理者とも十分協議を進めていきたいというふうに思っております。

○議長(中本正人君) 8番 阪本君。

○8番(阪本久代君) 付則で来年の1月1日から施行するとなっているんですけども、そうしましたら、夜間の場合どうするかということがこれからということになりますけれども、十分間に合うのでしょうか。

○議長(中本正人君) 建設部長。

○建設部長(塙阪 隆君) 実は、現状なんですけれども、先ほど申しましたように、朝の6時半から午後の10時ということなんですけれども、実はその時間帯以外にも始発の時間でいきますと、林間のほうについては5時11分ということで、始発から利用開始までの時間がございます。また、午後10時以降についても電車のほうがございまして、時間を超えてでの電車の本数というのが20本ございます。この間で現在もなかなかそういう方で利用される方がいてということで、締め切れないというふうな実情がございます。

過去にこの時間帯の中で、事故でありますとか、あるいは盗難でありますとかといったところについては現在確認できている範囲では一切ございません。ということもあるわけでございますけれども、ただ、当然その可能性もあるわけでございますので、できる範囲の中で安全対策については考えていきたいというふうに思っております。

○議長(中本正人君) ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君) ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第28号については、経済建設委員会に付託いたします。

---

**日程第33 議案第29号 橋本市自転車等の放置防止条例の一部を改正する条例について**

○議長(中本正人君) 日程第33 議案第29号



橋本市自転車等の放置防止条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番 堀内君。

○12番（堀内和久君）ちょっと勉強させていただきたいんです。放置禁止区域とはというのが一点と、保管というのが、定義というか保管の期間、この二つ教えてください。

○議長（中本正人君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）まず、自転車の放置防止条例の中の第7条でございますけども、ここに放置禁止区域の指定という部分がございます。ここでは、自転車等の放置により良好な生活環境が著しく阻害されている地域について、自転車等の駐輪場が整備されていると認められる場合には、当該地域内の公共の場所を自転車等の放置禁止区域として指定することができるということになっておりまして、現状では、平成4年に指定をいたしました三石台地区のみがこの地域ということで指定されてございます。

それから、期間についてでございますけども、通常、放置の状態になりますと警告書を張りまして、警告書については約7日間張るわけでございますけども、その後、保管につきましては、撤去をしてから処分するまでの間でいきますと、約80日間、処分するまでの間については約80日間という日数になるかと思っております。

○議長（中本正人君）ほかにありませんか。

1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）今の件ですけども、それまでにこれは自分のものだと回収に来た人については、ペナルティーって何かあるんですか。手数料なんか取るんですか。

○議長（中本正人君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）お答えします。

条例の中の第11条でございますけども、撤去・保管したときにつきましては、費用の徴収ということで定められた費用についていただくことになってございます。

○議長（中本正人君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）額はいくらぐらいなんですか。

○議長（中本正人君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）額につきましては、自転車につきましては1台について1,000円、原動機付自転車、自動2輪につきましては1台につきまして1,500円となっております。

○議長（中本正人君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第29号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第29号 橋本市自転車等の放置防止条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されまし

た。

この際、午後1時まで休憩いたします。

(午前11時54分 休憩)

---

(午後1時00分 再開)

○議長(中本正人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長(石橋章弘君) 議案第23号及び議案第24号の質疑の際、私の答弁の中で一部不適切な発言があったので、この部分の削除をお願いいたします。

申しわけございません。

○議長(中本正人君) この際、お諮りいたします。

健康福祉部長から、ただ今のおり発言の一部を取り消したい旨の申し出がありました。

この取り消し申し出を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君) ご異議なしと認めます。

よって、健康福祉部長からの発言の取り消し申し出を許可することに決しました。

日程に従い、議案審議を行います。

---

**日程第34 議案第30号 橋本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について**

○議長(中本正人君) 日程第34 議案第30号 橋本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第30号に

ついては、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君) ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第30号 橋本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**日程第35 議案第31号 橋本市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について**

○議長(中本正人君) 日程第35 議案第31号 橋本市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第31号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君)討論がないようので、討論を終結いたします。

これより議案第31号 橋本市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**日程第36 議案第32号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について**

○議長(中本正人君)日程第36 議案第32号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君)質疑がないようので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第32号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君)討論がないようので、討論を終結いたします。

これより議案第32号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。